



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和2年11月1日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いい たします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D001に次を加える。

- (10) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合には、 区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン(尿) の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、 診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (11) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合にあって、区分番号「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特掲診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000 (略)	D000 (略)
D001 尿中特殊物質定性定量検査	D001 尿中特殊物質定性定量検査
(1)~(9) (略)	(1)~(9) (略)
<u>(10)</u> 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノー	(新設)
ゲン2を測定する場合には、区分番号「D001」尿	
中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン	
(尿)の所定点数を準用して算定する。この場合、急	
性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の	
<u>摘要欄に記載すること。</u>	
<u>(11)</u> 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノー	(新設)
ゲン2を測定する場合にあって、区分番号「D007」	
血液化学検査の「1」アミラーゼ、「6」リパーゼ、「14」	
アミラーゼアイソザイム、「45」トリプシン又は区分番	
<u> 号「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1</u>	
を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ	
<u>算定する。</u>	